

牧之原市地場産品創出支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、地域特性を生かした魅力ある新たな地場産品の創出につながる事業を促進するとともに、地域経済の活性化に寄与するため、新たな地場産品を創出しようとする事業に取り組む事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 市長が別に定める牧之原市地場産品創出支援事業費補助金事業者提案募集要項に基づき採択した事業（以下「補助事業」という。）について、市の指定する方法で寄附金を募集し、その原資を調達することをいう。
- (2) 寄附金 クラウドファンディングによる寄附金をいう。
- (3) 事業者 市内に事業所を有し、若しくは市内に事業所を開設する予定がある法人又は個人の事業者であって、継続した事業活動を行うことができるものをいう。
- (4) 返礼品等 市が寄附金の受領に伴い、寄附者に対して提供する市の区域内において生産された物品、提供される役務その他これらに類するもの（以下これらを「地場産品等」という。）であって、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる事業者は、補助事業を実施する者であって、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 補助事業への寄附として、クラウドファンディングにより受領した寄附金の合計額（以下「寄附額」という。）が、事業者の提案時点における事業費の2分の1に相当する額から算出した寄附額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額。以下「目標額」という。）に達した者
- (2) 市内で新たな地場産品等を創出し、本市の魅力発信（プロモーション等）に協力する意思のある者
- (3) 補助金の交付決定の日から5年以上継続して、前号に規定する地場産品等の製造・販売等を市内で行う意思のある者
- (4) 牧之原市暴力団排除条例（平成24年牧之原市条例第18号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (5) 政治的又は宗教的活動の目的とするものではない者
- (6) 市税等の滞納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）がない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち別表第1に掲げるものとする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額及び限度額については、別表第1に掲げる額とする。

- 2 前項の規定により、算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請書（様式第 1 号）に別表第 2 に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、クラウドファンディングによる目標額を達成した日又はクラウドファンディングが終了した日のいずれか遅い日から 30 日以内に行うものとする。

- 3 申請者は事業の実施に必要があるときは、補助金の概算払を申請することができる。

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の不交付を決定するときは、不交付決定通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第 8 条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助対象事業費の 20 パーセントを超える変更又は補助額の増額をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならない。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物（以下「財産」という。）については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

- (7) その他市長が必要と認める条件を遵守すること。

(交付決定前の着手)

第 9 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「採択事業者」という。）は、事業の効率的な実施を図るためその他やむを得ない事由がある場合であって、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の可否を決定する前に事業に着手するときは、あらかじめ事業事前着手届（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

い。

(変更等の承認申請)

第 10 条 申請内容に変更の承認を受けようとするとき又は補助事業の中止をしようとするときは、変更(中止)承認申請書(様式第 9 号)に市長が定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第 11 条 市長は、前条に規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更(取消)承認書(様式第 10 号)により通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 補助事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日以内に実績報告書(様式第 11 号)に市長が定める関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第 13 条 市長は、実績報告があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、交付確定通知書(様式第 12 号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した日から 10 日を経過した日までに、請求書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続)

第 15 条 概算払の請求をする必要があるときは、概算払の承認を受けた後、概算払請求書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

(繰越協議)

第 16 条 採択事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の 2 月 1 日までに補助金繰越協議書(様式第 14 号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、協議を行うことができる。

(繰越承認)

第 17 条 市長は、前条の協議書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金繰越承認(不承認)通知書(様式第 15 号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付の決定及び確定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合には、当該補助金の返還を命ずるものとする。ただし、災害等のやむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等を行った場合

(2) 補助金を他の用途に使用した場合

(3) 交付決定の内容、これに付した条件又はこの告示の規定に違反した場合
(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 7 月 1 日から適用する。

別表第 1（第 4 条、第 5 条関係）

補 助 対 象 経 費	工場、作業場等の建物取得及び増改築に要する経費
	建物附帯設備の整備又は取得に要する経費
	構築物、機械装置等の取得に要する経費
	施設・設備の撤去に要する経費
	消耗品費
	備品購入費
	委託費
	外部評価費
	＜以下の経費は補助対象外＞ 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、土地の造成費、土地の購入費、その他市長が不適切と認める経費
補助率	10 分の 10 以内
補助限度額	本事業に係るクラウドファンディングにおいて受領した寄附金の 10 分の 4 の額と、補助対象経費の合計額を比較していずれか少ない額

別表第 2（第 6 条関係）

添付書類
【個人・法人共通】 (1) 事業計画書（様式第 2 号） (2) 収支予算書（様式第 3 号） (3) 市税等の納税証明書 (4) 事業実施等誓約書（様式第 4 号） (5) 資金状況調べ（様式第 5 号） (6) 直近 3 期分の決算書 (7) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする場合に限る。） (8) その他市長が必要と認める書類 【個人の場合】 (1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3 箇月以内のもの） (2) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業で届出済の場合） 【法人の場合】 (1) 履歴事項全部証明書（3 箇月以内のもの） (2) 定款の写し